

2022 年度事業報告書

第 1 号議案

(2022 年 4 月 1 日～から 2023 年 3 月 31 日)

1 事業実施の成果

(1) 2022 年度は、に行った以下の事業の実施状況を報告するとともに、「外国人が生きていくための医療相談と新型コロナウイルス対策事業」を柱とした諸問題と課題を見直し今後の支援策を考えることを目的としました。健康相談会を 2 回実施しました。

(2) その他の事業

生活困窮対策として家賃、食糧支援、シェルター支援をおこないました。

社会教育事業として講演会等をおこないました。また NHK にも出演しました。

ボランティアセミナーの開催

(3) 会議の開催

理事会 3 回 総会 1 回を開催しました。

1. 医療相談会及び無料健康診断報告会

私たちは、「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動」(当会定款から)を目的として活動をしています。1997 年から活動を開始し、事業の柱となる無料健康診断会では「問診、身体測定、検尿、血圧、血液検査、胸部レントゲン、診察、子宮頸ガン検査(希望者)」からなる検査項目を通算 63 回、受診者 3,207 人を対象に行いました。

医療相談会の活動は、医療関係者、弁護士、MSW、通訳者、一般ボランティアによって支えられ、社会資源として、行政からの後援、助成支援団体の協力が現在まで続いています。対象者は①生活困窮者 ②非正規滞在者 ③仮放免者 ④無国籍者 ⑤言語困窮者 ⑥日本人で経済的理由により健康保険に加入できない人々です。

2022 年度は、医療相談会と報告会の企画は 3 回をめざしました。

① 2022 年 5 月 22 日(日)の第 63 回医療相談会・太田公民館東別館

② 2023 年 1 月 22 日第(日)64 回医療相談会・川口市スキップシティ

また、支援として各会場で交通費、生活支援費、家賃支援をおこないました。

当初の計画通りに実行できなかった要因は、以下の 2 点です。

① 新型コロナウイルスによる世界的パンデミックによって、どこの病院も感染対策の一環として医療従事者の外部支援の禁止、医療従事者の確保の困難。

② 従来会場として借りていた病院も感染を警戒して健診体制が出来ませんでした。

こういった状況にてウイズコロナと称して 2 回に増やして実践できたのは何よりのことだとおもいました。

2. 個別医療相談事業

医療健康診断会事業及び電話相談を通じて必要と認められた対象者に病院の紹介を行い治療費、薬代金、交通費の支払い等の支援を実施しました。新型コロナウイルスの影響は大きく、入管収容者が密にな

るのを避けるため仮放免者となった者が多くいました。2020 年度以降は、非正規滞在者の妊娠した女性への出産支援を実施しましたが今年は帰国した女性が多かったが今年は逆に増えていました。

個別医療相談における支援の方法は、2021 年は当会としては初めて記者会見を行い市民による治療費のためのクラウドファンディングを開始して 3 名の支援となりました。当初目標金額は 800 万円であったが始めてみると一ヶ月で 500 万円となりました。2022 年度は同様にクラウドファンディングで募金をおこないました。年間寄付金は 2,792 万円となりました。おかげさまで多くの外国籍生活困窮者へ支援することができました。

新型コロナウイルス感染症対策事業では、2021 年度の個別データを利用して 4 月から、マスク・石鹸・次亜塩素酸水を 400 世帯に送ることをできました。

家賃を払えず引っ越した方が多くいましたのでビッグイシュー、休眠預金の家賃対策に支援することとして昨年 12 月以降の支援をおこないました。

一昨年の課題として取り上げた妊娠・出産についてはすでに 件で多くありました。この件では、入院助産制度を活用することによって費用が軽減されます。しかし外国籍生活困窮者の女性は軽減されたといっても掛かる経費や通院費用、個人負担は支払うことはできません。おおよそ個人負担と検査費用は一人 20 万円です。これらは公的資金からでませんので当会が負担するようにしています。

生活支援については、状況が厳しく、食糧支援は年度当初 20 世帯程度であったが、去年は 81 世帯となり、2022 年度は 150 世帯となりました。家族構成も人員の増加がみられます。

去年は、休眠預金として取り上げていないが家賃と水道光熱費を支援として要求してくる世帯が多くありました。

外国籍生活困窮者のほとんどは在留資格が無く働けないので一度支援すれば継続的にしなければなりません。この実態を社会への報告としてどうするのか、が課題であると思います。カトリック教会及びビッグイシューの支援によって 50 世帯ほどの家賃支援ができたのです。

3、社会教育事業

上記してきた環境ではあったが、一年を通じて私たち自身の知識の向上と脆弱な立場にある仮放免者、難民申請者、無国籍者等の状況を積極的に社会に情報提供することで理解と協力を幅広く得られるよう講演会の要請や広報活動を実施しました。

また、大澤優真理事は博士号を取得することによって支援しながら社会に報告できる立場になったので広範囲に講演されました。メディアでの活動は長澤事務局長が NHK 教育テレビ「心の時代」に出演し「私のガリラヤを生きる」として放送されました。

メディア 回、講演会 回行いました。

本報告によって、関東各地で生活する外国籍住民は特に生活困窮とホームレス化は更に進行しており、外国人を対象とする医療支援の必要性、中でも非正規滞在者の医療の分野では待ったなしの困窮状況が更に進んでいることを、日本の多くの行政そして民間の関係者が共有し、支援のあり方を模索する橋渡しとなることのできればと思うところであります。

特定非営利活動法人北関東医療相談会

理事・事務局長 長澤正隆

事業報告書の発刊に当たり

代表理事 後藤 裕一郎

今回は定期発刊誌、'事業業績書'の発刊を、皆様と'アミーゴス'の全役員から御喜び申し上げたいと思います。特に、此の事業業績書はアミーゴスの目的や過去の行動を総括して居るもので、アミーゴスの活動、例えば医療相談会に受診されて居らっしゃる方々、在日外国籍住民で困窮故にて法律的便宜を御受けされていらっしゃる方々、又何らかの方法でアミーゴスから物質的支援'を同会から支援されていらっしゃる外国籍住民の一人一人の方には一度で良いですので、本誌を御読み頂けると非常に嬉しい限りです。

此の書から、アミーゴスに依る活動は単に'医療的側面'、'経済的側面'、等の個別的内容のみならず、被支援者の公私両面に渡る活動に成って来て各困窮者の一人一人へは当然の事、地域の外国籍住民集団へも重要な支援と成って居る事が読み取れるのでは無いでしょうか。

今後もアミーゴスと致しましては、在日外国籍住民を対象として彼等の経済状況、法律問題、家庭内の多面的問題、等を照準にした活動を継続して行く所存です。在日外国籍人で以上の様な問題を抱えていらっしゃる皆様には、先ずは一本の電話、又は e-mail を当会へ発信される事を会としては期待して居ます。

処で、令和二年から四年の間は新型コロナ・ウイルス感染症事件が毎日の如く報道の第一面、第一声を飾って来て居る中、職場や家庭でも大きな犠牲や反省も在り皆様も公私に渡り悩まされて来た数年間ではなかったかと、アミーゴス'を代表して私より御見舞いを申し上げます。

そうした中、当会の活動も丸二十六年に達しようとして居る現在、NPO である当会へも種々の希望や課題が突きつけられて居ます。アミーゴスの活動拠点は其の名の通りに'北関東地域'に在りますが、数年前からは群馬県内以外への拠点拡大を続け、今の全ての拠点の活動は軌道に乗って居ます。此れ等は我々、理事・幹事や会主宰者のみならず、各支援者であられる皆様のアミーゴスへの御尽力が在っての賜物とアミーゴスからは各位様へ御礼を申し上げます。一方に在り、昨年一月頃からの'コロナウイルス感染症'の猖獗は其の終結時期を知らないまま、今も'汎世界病'として政治、経済、一般市民社会、其の他に渡って著明で深い影響を与えつつあります。当会の活動も其の直接的影響を被り、今は'医療相談会'の開催を自重して居る段階です。当会の「困窮する外国籍住民への支援」成る当所の目的からしても、彼等と直接御会いして其の問題点を探ろうとする行為自体が困難な状況に在りまして、其の従来通りの再開時期に関しては随時に御知らせして行きますので皆様の若干の御辛抱の程を当会から宜しく御願い申上げる次第です。

難民問題も依然として当会には大きな解決すべき課題の一つで在り続けて居ますが、此の遂行に関しては会の担当者が適宜に支援させて頂いて居る状況です。此れ等の会中枢の業務遂行に当たっては一人、当会のみならず医師会、政経界等の議論等を、会全体として我々は注視すると共に、我々からも会固有の意見等を発信し続けなければいけないと当会及び私は考えて居ます。こうした現時点では'コロナ感染症事件'にて頓挫させざるを得ない会行事等へは、当会に依る可及的に早急な再会は勿論ですが、皆様各位様への有効な代替案等を適宜に発信して行きたいと当会は考えて居ます。何れにしても、各支援者の方には'アミーゴス'、当会の設立意思＝「困窮する外国籍住民への支援」を念頭に 更に更なる精神的、物資的、社会的な御支援を当会からは宜しく御願い申上げる次第です。各支援者の方からの昨年迄の御厚意に満ちた御協力や御支援に対して当会からは厚く心からの深謝を申し上げ、同時に貴方様の本年及び来年以降の御多幸を祈念致し当会からの'事業報告書'発刊に際しての御喜びと御挨拶に代えさせていただきます。

2022 年 度 事 業 報 告 書

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

<社 会 の 背 景>

2021 年の在留外国人は 307 万 5,213 人、当会の支援する地域内における外国人労働者数は、東京都 59 万 6,148 人、千葉県 18 万 2,189 人、茨城県 8 万 1,478 人、栃木県 4 万 5,918 人、群馬県 6 万 6,963 人、埼玉県 21 万 2,624 人、合計 1,18 万 5,320 人でした。

法務省の入国管理局のデータでは、非正規滞在者（オーバースティ）は 6 万 6,759 人、仮放免者数は 7,781 人でした。

医療相談会活動は自粛の波からウイズ・コロナへと変化し活動は自立して 2 回おこないました。

1. 医療相談会と報告会

医療相談会と健康診断会は健康維持を続けるために苦肉の策からできる限りの活動で特に 2022 年 1 月の川口市スキップシティの医療相談会は埼玉市の武南病院と委託契約による初めての健康診断でした。

健康相談会は、医師の相談を中心におこない採血、採尿はしませんでした。医療相談会は、医師の相談もおこなうが各種相談、健診活動をおこないました。

今期は 5 月群馬県太田市、2022 年 1 月川口市の 2 回をおこないました。

意義として「①普段医療機関を受診する機会の少ない国内外の貧困者の結核、成人病などの健康診断を受ける機会を提供。②必要に応じて診療所を自前で開設、病院と交渉。③疾病の早期発見を行い、早期治療にアクセスします。④母国語のレポートによる検診結果報告を行い、本人の健康問題への自覚を促します。」

1. 第 63 回 医療相談会

5 月 22 日（日）10 時～14 時 30 分

場 所 太田公民館東別館 太田市東本町 53-20

費 用 無 料 （予約 60 名）

受診者

当日健康相談会

・ 歯 科 ・ 小児科 ・ 精神科 ・ 婦人科 胸部 X 線 ・ 血圧 ・ 子宮頸ガン

費用 無料

・ 通訳者有（英語、フランス語、ミャンマー語他）

・ 結果説明は別途報告書を郵送にて知らせます。

・ 交通費支給

法律相談 弁護士による無料の法律相談

衣類支援、食糧支援、昼食支援、

生活支援 一世帯 5,000 円支給 60 人

<コロナ対策として以下の項目を受付票に記載して確認した。>

・ 37.0 度以上の発熱はありません。・ 風邪症状はありません。

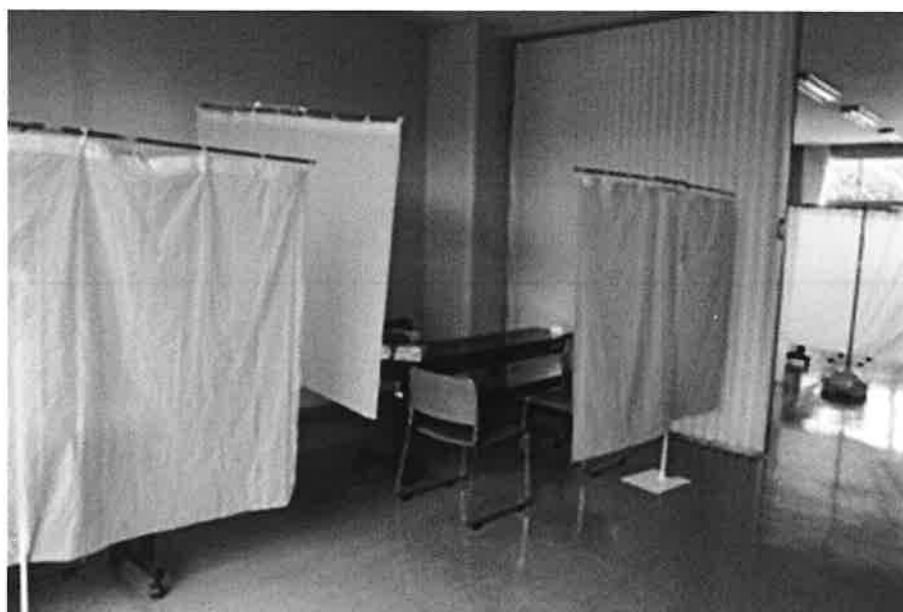
- ・だるさや息苦しさはありません。
- ・匂いや味がわかりません・同居している方に上記４点はありません。
- ・過去１４日以内に海外旅行をしていません。
- ・過去１４日以内に身内で５０人以上が集まるイベントに参加していません。
- ・過去１４日以内に新型コロナウイルス感染症を発熱した方との接触はありません。

【参加者】

71 名 男 31 女 40

【参加国数】

ペルー	16
スリランカ	10
日本	10
ネパール	8
ガーナ	5
フィリピン	5
ボリビア	5
ナイジェリア	3
バングラデシュ	3
ブラジル	2
ケニア	1
パキスタン	1
パラグアイ	1
ブルキナファソ	1
ルーマニア	1
15	71



BMI 数値

全員		
BMI 値	判定	人数
18.5 未満	やせ	0
18.5~25 未満	普通	8
25~30 未満	肥満 1 度	16
30~35 未満	肥満 2 度	4
35~40 未満	肥満 3 度	3
40 以上	肥満 4 度	0
合計 (人)		31
男性		
BMI 値	判定	人数
18.5 未満	やせ	0
18.5~25 未満	普通	15
25~30 未満	肥満 1 度	12
30~35 未満	肥満 2 度	2
35~40 未満	肥満 3 度	1
40 以上	肥満 4 度	0
合計 (人)		30
女性		
BMI 値	判定	人数
18.5 未満	やせ	0
18.5~25 未満	普通	7
25~30 未満	肥満 1 度	15
30~35 未満	肥満 2 度	7
35~40 未満	肥満 3 度	5
40 以上	肥満 4 度	0
合計 (人)		34

治療

内容

【歯科受診者 27 名】

a	b	c	d	e	f
○		○			
		○			○
			○		
○					
○					
		○			
○					
		○			
					○
		○			
○					○
		○			
○					
	○		○		
○					
○		○			
○		○	○		
○		○			
			○		
○		○		○	
○		○	○		
12	1	11	5	1	3

受診者数	a	b	c	d	e	f
27	12	1	11	5	1	3
a:歯周ポケット (4～5 mm)						
b:歯周ポケット (6 mm)						
c:未処置歯あり						
d:要補綴歯あり						
e:生活習慣や基礎疾患、さらに詳しい検査や治療を要する						
f:その他の所見あり (さらに詳しい検査や治療が必要な場合)						

症状	人数
問題なし	13
高血圧	8
記述なし	3
糖尿病	3
右下腿の痛み	2
高血圧症疑い	2
大きな虫歯	2
高血圧疑い	2
眼瞼貧血	2
膀胱炎疑い	1
鼻炎	1
精神	1
甲状腺機能低下	1
皮膚アレルギー	1
薬疹	1
血管詰	1
来週カテーテル予定	1
コレステロール薬服用中	1
咳が1 カ月続く	1
奥歯がない（通院中）	1
ホルモンバランスが悪い	1
生理不順	1
右半身のしびれ	1
目の疲れ	1
便秘	1
血液検査はできない	1
子宮筋腫疑い	1
小さい潜血腺腫	1
概ね正常	1
コロナ後遺症	1
体に元気がない	1
高血圧症	1
ヘルニア	1
貧血	1
甲状腺腫	1
体調は良いが高血圧症疑い	1

てんかん（治療中）	1
筋肉痛	1
腰痛	1
たまに頭痛	1
高血圧による網膜症	1
脳神経問題疑い	1
左半身つらい	1
肩こり	1
歯周病重度	1
左側上下肢脱力	1
構音障害	1
歯科要精密検査	1
両膝の痛み	1
右アキレス腱痛	1
右肘痛	1
右第三指痛	1
要抜歯	1
身体中痛い関節痛	1
下顎義歯不安定	1
高血圧心配	1
痔の薬服薬中	1
右側下腿部痛（圧痛）	1
虫垂炎	1
糖尿疑い	1
胸が苦しい	1
歯科要精密検査（歯周病進行要補綴）	1
腹痛	1
非 MS	1
心身症	1
不眠症	1
不整脈	1
歯周病歯茎腫れ	1
左脇腹痛み	1
血圧注意	1
甲状腺機能亢進症	1

血圧高め	1
肩から胸にかけて痛み	1
両膝 OA	1
鬱	1

合計

103 件

受付票		※日本人が記入すること		通訳 必要() 不要()		体温		受付番号	
氏 名	カタカナ							来 日	年 月 日
	アルファベット							来日時の在留資格	
国 籍		保証証	有	無	相談時の在留資格				
生年月日	年 月 日 歳	性別	男	女	☐ 永住者 ☐ 定住者 ☐ 家族滞在 ☐ 日本人の配偶者 ☐ 特定技能1号 ☐ 技能実習(1・2・3・不明) ☐ 技術・人文知識・国際業務 ☐ 留学 ☐ 技能 ☐ 特定活動 (1年・8ヵ月・6ヵ月・3ヵ月・2ヵ月・1ヵ月) ☐ 短期滞在 ☐ 在留資格なし・仮放免 その他 ()				
住 所	〒							相談時の在留資格の在留期限期間 在留期限 年 月 日まで	
	住所								
	アパート名							難民申請 ☐ 難民認定申請中 ☐ 難民認定申請したことがない ☐ 過去していたが今はしていない	
電話番号・携帯番号	(本人) (友人)								
現在の病気	なし・治療中 (病名)								
現在飲んでいる薬	なし・あり (薬名)								
過去の病気・手術	なし・あり (詳細)								
薬のアレルギー	なし・あり (薬名)								

2022/5/22 第63回 健康相談会 於: 太田公民館東別館



2. 医療相談会

実施日：2023 年 1 月 22 日（日）10：00～17：00

場所：産業技術総合センター 1F 多目的ホール

〒333-0841 埼玉県川口市上青木 3 丁目 1 2 -18

受診費用：地域に暮らす生活困窮外国人

相談費用：無料

医師及び歯科医師による無料相談 食糧支援及び衣類、生活必需品の支援

主催：特定非営利活動法人北関東医療相談会

クルドを知る会 VIDES JAPAN

協力病院 武南病院

8：30 スタッフ集合、会場設営

9：00 スタッフ受付

仕事分担の割り振り、医師、看護師、通訳ボランティアへの説明

9：45 写真撮影

10：00 受付開始

11：30 昼食

14：30 受付終了

15：00 相談会終了、後片付け

16：45 反省会開始

17：00 解散

【参加者】

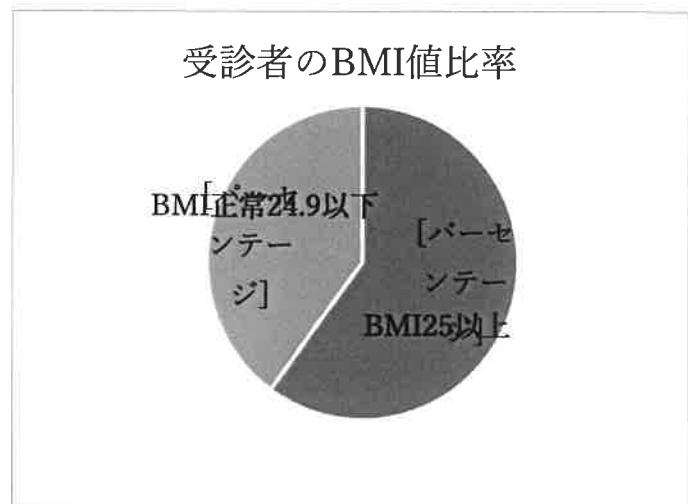
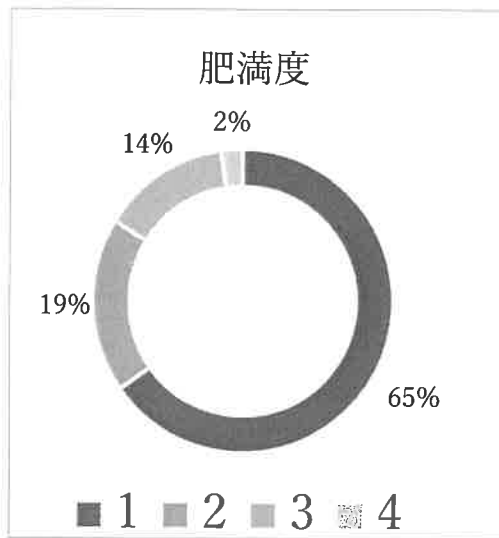
性別	人数
男性	26
女性	45
全体	71

都道府県	人数
東京都	10
埼玉県	42
千葉県	3
神奈川県	2
群馬県	6
栃木県	2
茨城県	5
その他	1

71

No	国籍	人数
1	中国	2
2	ナイジェリア	5
3	ネパール	1
4	バングラデシュ	3
5	マリ	2
6	コンゴ	3
7	カメルーン	3
8	フィリピン	5
9	タイ	11
10	ミャンマー	4
12	ガーナ	8
13	トルコ	16
14	ベトナム	4
15	ブルキナファソ	2
16	ウガンダ	1
17	不明	1

71



2. 個別医療支援

・過去3年間の仮放免者支援は表の通りです。2022年の健康相談会はコロナ禍の影響で2回でした。医療相談の中で、かかった費用は1307万円となりました。

【過去3年間の主たる活動の推移】

2022年の無料健康診断会は2回おこないました。個別医療相談は、80件でした。手術に関わる支援は13件615万円でした。

2020年は、癌の相談が多く、2021年は、卵巣癌の治療、アルコール性肝炎の治療、当会の依頼に応じて胆嚢結石は栃木県宇都宮市の済生会病院にて手術が行われ、その他97件の治療依頼があった。2022年は、個人医療支援に集中し前年度157%と多く金額も1300万円を超えました。また、他地域からの支援要請として名古屋の仮放免者の支援相談、静岡県済生会病院からも費用の負担を求められました。生活物資は、食糧支援は、397万円140世帯に配布しました。金額は昨年一気に増えているが今期も前年と同様の状態が続いている。家賃支援は、他団体の理解を得て実施し前年比339%となったが、実際に支援できた人数は34人2ヶ月分であった。やはり同国人コミュニティの支援が大きく一気に支援が無くなったのが大きく響いている。

郵送費は、コロナ支援品（マスク・石鹸・アルコールジェル）は送りました。今年度はマスクのみの送付とするので大幅なコスト削減となります。

中でもアフリカ系の方の病気は、心臓病系統が多く現在も経過観察で注意をしているところです。

表 1	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年 (4 月～1 月)	2022 年
年度末仮放免者数(人)	2,501	2,216	3,013		7,000
健康診断会	5 回	6 回	1 回	1 回	2 回
個別医療支援件数	47	44	48	102	80 人
主たる病気	1. 腰痛 2. 心臓・血管 3. うつ病 4. 泌尿器 5. 糖尿病	1.糖尿病 2.妊娠・出産 3.精神・疾患 乳癌予後(1件)	1. 癌 (年 間 9 件) : 大腸癌、すい臓癌 (2 件)、子宮癌、卵巣癌、肺癌、子宮頸癌 腎臓癌、乳癌 (転移) 2.外科的 : 膝痛他	1.癌 : 卵巣癌、悪性黒色腫、 2.アルコール性肝炎 3.糖尿病、鬱病	子宮筋腫 (手術 2 名) ネフローゼ症候群、 出産支援 (3 件) 帝王切開、難病、 狭心症、 住血吸虫、 急性虫垂炎 他
医療費	112 万 9 千円	275 万 5 千円	531 万 1 千円	1,226 万 6 千円	1307 万 3 千円
前年比 (%)		244	192.7	230.9	106.5
内 容	乳 癌 → 社 会 保 険 取 得	尿 管 結 石 → 無 料 低 額 診 療	大腸癌→無料低額診療及び在留特別許可 乳癌→在留特別許可 国保適用 肺癌→在留特別許可 生活保護適用。	卵巣癌 在留特別許可申請→国民健康保険加入 アルコール性肝炎 胆嚢結石 無料低額診療で対応	難病(左心低形成症候群、ネフローゼ)の申請 心臓病(心房細動 2 件、狭心症、労作性狭心症) 支援 糖尿病、
生活支援(食糧)	28 万 千円	32 万 6 千円	246 万 5 千円	279 万 4 千円	374 万 千円
前年比 (%)		116	756.1	113.3	133.8%
家 賃	-	-	165 万 8 千円	562 万 9 千円	200 万 3 千円
前年比 (%)			-	339.5	35.5%
郵送費	-	15 万 千円	227 万 6 千円	112 万 3 千円	294 万 9 千円
前年比 (%)		-	1,507%	49.3%	262.6%
旅費交通費	82 万 3 千円	288 万 千円	202 万 8 千円	216 万 4 千円	205 万 8 千円
前年比 (%)		277.2	70.3	106.7	95.1
合計	223 万 2 千円	597 万 6 千円	1,373 万 8 千円	2,397 万 6 千円	2931 万 0 千円
前年比 (%)		267.7	229.9	174.5	122.2

① ベトナム人技能研修生

国籍 ベトナム 男 30代 (茨城県)

疾病名 腎臓病（ネフローゼ症候群の疑い） 当会支援：19万2千円

2021年の年末、腎臓の病気、ネフローゼ症候群だと診断

病気がわかるまでに、複数の病院を受診し、300万円以上を支払う。治療をするために確定診断をする。支払いが当初 150 万円と言っていたが当会が関与して 60 万円となりその後担当医の治療で劇的に改善されました。

② 帝王切開と子の難病支援に特定滞在 6 ヶ月取得

国籍 カメルーン 女 30代 (埼玉県)

疾病名 子：左心低形成症候群（僧帽弁閉鎖・三尖弁閉鎖） 当会支援：17万4,900円

出産支援：帝王切開の入院助産の申請

2019年3月9日来日、母国で難民として逃げているときに父・母・妹・弟皆殺され、本人は妊娠（9か月）お腹を刺され子供は死亡しました。②その後来日、イラン人男性との子供妊娠、仮放免のため入院助産制度を利用して出産を準備し、アジア教育財団（RHQ）に申請し認可されています。

課題は在留資格を取得、難民申請と同時に在留特別許可の申請を行いました。

並行して、国会議員に要請した結果、特定滞在 6 ヶ月母子同時に取得しました。

③ 体内の住血吸虫による心臓病

国籍 ガーナ 女 50代

疾病名 ①高度三尖弁閉鎖不全症 ②中等度～高度二次性僧弁閉鎖不全症 ③心房細動 肝障害 門脈圧亢進症疑い 糖尿病

当会支援金：243,300円

2011年12月初来日、最近まで日本国内では治らないといわれ原因は、ガーナの風土病で体内に生息していた寄生虫の死骸が血管に詰まり心臓・肝臓に影響を与えるようになった。現在、獨協大学医療センターから都立駒込病院へ転院して支援している。

④ 急性虫垂炎による緊急手術

国籍 カメルーン 男 50代

疾病名 急性虫垂炎

手術費用 105万円 当会支援 55万円

2018年11月来日、空港で難民申請して収容されました。2020年5月仮放免者となりました。2022年10月一度急性虫垂炎で救急搬送、抗生剤の点滴を受け、早めに退院、薬を飲み、11月11日にはその後痛みはなくなり11月16日に痛みの再発を訴え、17日救急車に病院を伝える。3時間後によりやく独協医大埼玉病院に搬送、入院手術。17日夕に手術が行われ、18日に目覚める。盲腸が直腸に入り込んでいたとのこと。

⑤ 子宮筋腫の女性 女 40代

疾病名 子宮筋腫 当会支援 59万498円

家族4人、全員仮放免者 埼玉協同病院の依頼で診察を受け支援する。

⑥ 帝王切開 双子出産の支援

女 30代

疾病名 出産支援

費用 20万円

⑦ 狭心症の支援

国籍スリランカ 男性 50代

疾病名 狭心症

支援金：84万円

船橋市立病院からの連絡で狭心症の支援を要請があった。

済生会習志野病院にて治療を依頼し推定150万円の30%を支援要請された。

最終的には心臓の開腹手術となり総額450万円となり支払い要請は150万円以内となった。

病院と協議をして上述費用にて落ち着いた。

⑧ 肺がんの支援

静岡済生会病院 女 50代

肺がん

15万円

⑦Kさん ガーナ・50代男性・仮放免・難民申請あり

友人宅に住まわせてもらっていたが、それにも限界がありホームレス化の危機に。

連携団体のシェルターに入居することができホームレス化を防ぐことができた。

内科・整形外科に関する疾患があり、近隣の無料低額診療の医療機関に通院中。

⑧Kさん家族 ウガンダ・40代女性と10代の子ども2人・仮放免・難民申請あり

貸家に暮らしていたが家賃が払えず滞納。複数の支援団体で支援。その後、連携団体のシェルターに入居することができホームレス化を防ぐことができた。

母は内科系の疾患があり通院中。子どもの教育費がとても高いが複数の支援者がそれを支援し、なんとか暮らすことができています。

⑨Oさん マリ・30代男性・特定活動2か月→6ヶ月・難民申請あり

昨年12月に来日。ホームレス状態になっていたところを保護。連携団体のシェルターへ。

川口の医療相談会で尿潜血の結果。近日中に受診予定。

⑩Kさん ギニア・20代男性・特定活動3か月・難民申請あり

今年1月に来日。知人宅（全く知らない人）に身を寄せていたが限界を迎えホームレス化の危機に。連携団体のシェルターに入居することができホームレス化を防ぐことができた。

重度の糖尿病で緊急搬送。150万円の未収金が発生した。現在は、別の病院（無料低額診療）に通院できている。

⑪ Aさん パキスタン・50代男性・仮放免・難民申請あり

来日30年近く。様々な疾患があり、無料低額診療の医療機関に通院中。

梅毒が悪化しており、感染症科に通院する必要があるが、無料低額診療を行っている医療機関に感染症科がなく、通院できる医療機関を探している。

⑫ Aさん バングラデシュ・40代男性・仮放免・難民申請あり

めまいや吐き気などの訴えが常にある。無料低額診療の病院に通院中。

⑬ Dさん フィリピン・40代女性・仮放免・難民申請なし

入管収容後に精神状態が悪化。精神科に通院中。自立支援医療を利用している。1割分を支援。

腕の痛みがあり、整形外科（無料低額診療）に通院中。薬代はアミーゴス負担。

歯医者（無料低額診療）にも通院している。

⑭ Nさん スリランカ・40代男性・仮放免・難民申請あり

重度の鬱状態。精神科。自立支援医療を利用している。1割分を支援。

⑮ Hさん スリランカ・40代男性・仮放免・難民申請あり

原因不明の関節痛。整形外科（無料低額診療）に通院。薬代はアミーゴス負担。

⑯ Sさん スリランカ・40代男性・仮放免・難民申請あり

狭心症。本国で手術済みだが、仮放免状態で服用ができていなかった。

循環器科（無料低額診療）に通院。3割分の医療費と薬代を支援。

⑰ Kさん イラン・30代男性・仮放免・難民申請あり

入管収容後に精神状態が悪化。精神科に通院。現在は通院できていない。

耳鼻科に時折通院。ばい菌が入ってしまい熱や吐き気あり。アミーゴス支援。

⑱ Oさん ナイジェリア・50代男性・仮放免・難民申請あり

右目の失明の危機。眼科で手術。医師が工夫してくれて5万円で済んだ。経過良好。

⑲ Gさん 中国・30代女性・仮放免・難民申請なし

うつ状態。千葉で自立支援医療を支援精しているが、なかなか返答がない。アミーゴス支援。

喘息もあり、呼吸器内科に時折受診。アミーゴス支援。

- ②⑩ Gさん 中国・30代男性・仮放免→永住者の配偶者等・難民申請なし

膝の痛みで整形外科（無料低額診療）受診。一時は100万円を超える手術という話もあったが、手術はしないでもよいということになった。その後、在留資格取得。

- ②⑪ Rさん コンゴ民主共和国・30代女性と9歳と3歳と0歳の子ども・特定活動2か月→6ヶ月・難民申請あり12月に来日。その時はお腹に赤ちゃん。路上生活になっていたので連携団体がホテルで保護。助産院の手厚いサポートを受けて無事に出産。助産院が寄付金を集めてくれたのでアミーゴス支援はなし。

- ②⑫ Lさん ミャンマー・50代男性・定住者・難民申請あり（在留特別許可で難民として認められている）

コロナ禍で失職し、職と住居を失くした。義足であり、その後遺症のこともあり、内科に通院する必要。国保滞納。医療費をアミーゴスで支援。その後、住居と仕事を得ることができた。

- ②⑬ Bさん 中国・50代女性・仮放免・難民申請なし

重度の鬱状態。精神科。自立支援医療を利用・1割分を支援。

川口の医療相談会で腕などの痛みで整形外科の紹介状発行。今後、医療機関を探す。

- ②⑭ Kさん家族 クルド・30代夫婦と10代と未就学児2人・仮放免・難民申請あり

母が貧血で体調不良になりやすい。循環器科（無料低額診療）に通院。7割分を支援。

10代のお子さんは事故の後遺症で足が痛む。1年に1回受診。7割分を支援。

- ②⑮ Sさん フィリピン・30代女性・短期滞在3か月・難民申請なし

日本人夫からのDVを理由に精神疾患に。精神科。アミーゴス支援。

自立支援医療を利用できる見込み。

- ②⑯ Oさん ナイジェリア・40代男性・仮放免・難民申請あり

7年間続く慢性的な鼻づまり。耳鼻科。アミーゴス支援。

- ②⑰ Cさん家族 クルド・20代夫婦と3歳と1歳（仮滞在）・仮放免・難民申請あり

1歳お子さんは仮滞在。重度の貧血。小児科通院。無料低額診療の審査に落ちてしまった。3割分を支援。

母は生理不順。3歳お子さんは体調崩しがち。緊急的にアミーゴスで支援することも。

- ②⑱ Kさん ギニア・30代男性・仮放免・難民申請あり

出会ったときは路上生活をしていた。重度の心臓病があり、緊急搬送。国立国際医療センターに運ばれたが2倍の医療費で払うことができず。その後、無料低額診療の病院に自分の足でいくことに。50

万円程度。アミーゴス支援。

その後は内科（無料低額診療）で治療継続。最終的には I O M の支援を受けて帰国。帰国後も生活はできている。

【新型コロナ対策】

「誰も 忘れてはいけないために」新型コロナによるパンデミックは、2 年を過ぎて病気は変異体を繰り返し現在にいたりしました。

その結果、非正規滞在者の生活を直撃し、私たちとの関係では無料健康診断会への影響を及ぼし結果として群馬県太田市の健康診断会と川口市の医療相談会となりました。

無料健康診断会が出来なければ「コロナウイルスの感染予防対策」として、マスク一人 30 枚、石鹸 2 個、殺菌液を 1 ヶ月分として 2 ヶ月に一度 350 人分を送っていました。2023 年度はマスクのみとしていこうと考えています。

・前年に引き続き、高崎市に篤志家の協力によりアパートをワンストップルームとして借り上げることとなり、3 名の仮放免者を受け入れています。

・食糧支援は、2021 年 4 月には 45 世帯ほどであったが 2022 年 1 月では 80 世帯を超え、2023 年 4 月には 150 世帯と今後も増えていくと予想されています。

予算上から今期の支援については現在止めています。

テレフォンカードについても一年に一度 SNS を通じて集めているが貴重な支援品でもある。

【シェルター事業】

今年のシェルター事業は、高崎は現状維持でした。生活をどうすべきか、という点では見直しを考えています。①今年は電気代が高いのでどの家庭も、見直しています。しかし、高崎の一部屋についてはまったくそういう事が無いような状態になっています。大人一人でおよそ 5,000 円から 6,000 円くらいですがその部屋だけは 20,000 円を超えるのです。

いろいろ話を総合すると多くの外国人にも共通の考えがあるようで着るものは夏物が多く室内では薄着をするようです。エアコンを付けた状態にしているので結局 2 万円を超えます。超えても事務局で払うためにかんけいありません。

3 月以降の支払いを止めました。何故かというと高崎市は寒いといっても毛布を掛けるとそれほどでは無いのでそのままにしています。多少友人から支援があれば自分で払うと言ってるので自分で払えば問題ないと思っています。また、2 万円が 2 ヶ月でするので 4 万円を自分で払うので 8 ヶ月は自分で払うのでそのままにしています。

杉戸町のシェルターについてはカメルーン人の親子が入りそうなので状況を見ています。

【2022 年度の家賃支援について】

(事業報告用)

【生活支援と家賃支援】

被支援者から水光熱費や家賃が払えなくなったといった悲痛な SOS が当会に度々寄せられる。2021 年は JPF の資金で多くの方を支援したが、昨年度はかたちを変えた支援が実現した。

・ 生活費：2022 年度は水光熱費の請求書を一つ一つ支払うのは膨大な労力と不公平を伴うため、現金支給に変更した。

① 医療相談会での生活費支援：太田市の 5 月 22 日の相談会と川口市の 2023 年 1 月 22 日の相談会で申請者に 5,000 円支給。

② 1 世帯 3 万円を冷房の電気代に苦しむ 9 月頃と年末の出費や暖房費もかかる 12 月から支出した。
(子供のいる困窮家庭に多少の増額もあった)

③ 年末等に食糧支援が対象の方たちにクオカード 3,000 円を支給した。

・ 家賃支援については、今回は当会に利用提供された二つのプログラムを使って、一軒ごとに申請した。提供されたプログラムは以下のとおり：

①「おうちバンクプロジェクト」(つくろいファンド)：当会理事の大澤優真が立ち上げたクラウドファンディングによる家賃を主としたプロジェクト。1 件 10 万円限度のため、少ない場合に水光熱費も請求できた。

②NPO 法人ビッグイシュー基金の「おうちをあなたにーコロナ困窮者の住宅確保応援プロジェクト 2」。ホームレスや困窮者を支援する同基金のプロジェクトは 2023 年 6 月まで続く予定。

期間	内容		のべ件数	金額 (円)
2022.05 / 2023.01	医療相談会支援	北関東医療相談会	22 名/59 名	405,000
2022 年 9 月～	生活費 (光熱費)	北関東医療相談会	47 件	1,410,000
2022 年 12 月～	生活費 (光熱費)	北関東医療相談会	62 件	1,860,000
2022 年 12 月	年末 クオカード	北関東医療相談会	100 件	300,000
その他	緊急支援費等	北関東医療相談会		582,571
		生活費合計		4,557,571
2022.08～2023.03	家賃支援	おうちバンク・プロジェクト	21 件	1,973,949
	うち水光熱費：	143,949 円		
2022.01～2023.03	家賃支援	ビッグイシュー基金	21 件	2,209,254
		家賃支援合計	42 件	4,183,203

Amigos 事業報告用

活動の現場から：仮放免者家庭の現状と支援について

理事 萩原芳子

■ 医療も生活も...

北関東医療相談会にはこのところ以前にも増して、ひっきりなしに新たな SOS が届きます。出産前の母親の異常、胎児や新生児の異常、入管でてんかんの発作を起こした母親、虫垂炎での救急搬送等々。どれも緊急性があり、遠方に散らばっている方たちで、伴走者が足りていません。資金面でもすべてにはとても対応できません。それでも無料低額の病院につなげたり、入管に在留特別資格を申請したり、遠隔から病院に依頼し、本人たちに地図を送ってあとから支払ったり、時間がかかる場合がありますが、どうかすべてに解決策を探ります。事務局長の長澤正隆さん、看護師の長澤和子さん、大澤優真さんなどの理事や事務局に来てくださる方たちはフル稼働というか確実にオーバーワークです。

しかしそのかわらで、緊急事態を避けるための活動も必要です。それが長年続けていていつも感謝される米、油、野菜等の食糧支援、コロナ禍の体温計、マスク等の支給。

そして次に仮放免者家庭を苦しめるのが家賃・水光熱費の支払いの問題。コロナ禍で支援するコミュニティも仕事が減るなか、仕事ができない仮放免者はもちろん、在留資格があっても小さいお子さんがいる母子家庭では子供の病気や自身のケガなどで収入がままならず、電気・ガスの督促状に神経をすり減らす方が何人もいます。昨年度は労力もかかり不公平も生じる個々の請求書を支払うのをやめて、クオカードや一律の現金支給（表参照）に切り替えました。夏の終わり、年末の悲痛な声に応えられて本当にご寄付のみなさまに感謝です。

住む家の確保については、昨年度は幸運にも2つのプログラムがアミーゴスに提供されました。ひとつは本会理事の大澤優真さんが立ち上げた「おうちバンクプロジェクト」（つくろいファン ド）。大澤さんの講演活動の賜物のクラウドファンディングによる資金ですが、本会は21件約197万円を支給されました。うち半数は子供がいる家庭。またこのプログラムで、まともな風呂場がなかった母子家庭が篤志家に新たな部屋の提供を受けました。母親は A dream come true 夢が現実になった、と喜び、体調も回復してきて、日本語の勉強に励んでいます。

もうひとつの家賃支援提供はホームレスの支援で知られる NPO 法人のビッグイシュー基金から。12月から3月までに21件約220万円の支援を受けました。まだ本年度も継続中ですが、従来継続支援している方たちに加えて川口市の医療相談会で申請があったクルド人の大家族など多くの方が加わりました。新たにいろんな苦難が見えてきました。

■ そして子供の教育のこと

そのなかでひと際目を引いたのが子供の教育に苦しむ親たちの姿でした。子供たちをなんとか大学まで進学させた2つの家庭はたいへんな借金を負っていました。仮放免者の家庭もも在留資格がある母親も。子供の未来を思って勉強させるにはお金がかかる現実があります。反対に高校の授業料

が払えないからと教育は中卒で諦める家庭も2、3ありました。

日本で育った子供は話してみると日本人そのものです。なぜ文化的に溶け込んでいるこうした人材を入管は認めないのか。この点でしかし、一筋の希望の光に出会いました。Mさんの例です。仮放免者一家だった彼女は高校3年になって留学生の在留資格をもらい、母親はいっしょに特定活動の資格が得られたのです。Mさんはその後4年生の看護学校に入学し、2年生の彼女は医療相談会では医療の知識を活かしてみごととは通訳をしてくれます。将来就職したい病院からも奨学金をもらっている本当に頼もしい人材です。

昨年度は子供の幼稚園、小中高への進学に対応するなかで、以下のことが分かりました。

(1) 幼稚園の無償化は住民登録に関係なく、住んでいる実態があれば外国人の子供は受けられます。ただ、自治体のなかで「幼稚園無償化センター」では分かっているが他の部署で断られて諦めてしまうケースがあります。副食代（おかずの部分）も出る可能性があります。入学金がある場合は出ないこともあります。他の市に越境しても無償化は有効です。

(2) 小・中学校は当然どの子供も入学できますが、給食費や一部教材費等をカバーする貧困家庭への「就学援助」も受けられます。「うちの自治体では出しません」という自治体の小学校から「保険がないのであれば、救急車は呼ばないという理解でいいですね」と言われて仰天して、事務局長に泣きつきました。すぐに文科省に電話していただき、就学援助は受けられるだけでなく、学校健診で発覚するような疾患の治療（虫歯、中耳炎、アデノイド等）も含まれることが分かりました。

ただし、全員加入のスポーツ保険は保険を前提としているので、ケガ等は3割分しか出ない。その先は福祉課との交渉になるとのこと。

就学旅行費は積み立てて、終わってから自治体から大半が戻ってきますが、事務局長のご尽力で後から払うものを事前に学校に払ってもらったケースがありました。

(3) 一番の問題は高校の無償化は仮放免者に及ばないことです。昨年、移住連と反貧困ネットワークは仮放免者の高校生に奨学金のかたちで公立高校の授業料月1万円を提供していて、二人がその恩恵を受けることができました。ですが、それまでに母親の友人や同級生にまで借金をしていた例や、そもそも高校進学を諦めていた例があり、ぜひ改善や対応が必要な点です。

文科省HPの「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」を引用すると：

○ 外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ。

○ 教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。
今の時代は高校進学も大事です。国際人権規約に沿って同じ機会を与えてほしいものです。

3. 社会教育事業

2023 年度の北関東医療相談会の活動の中で評価されても良いことは国連の自由権規約委員会で発言し中でも“仮放免者”という言葉が日本語のローマ字表記となったことが一番大きなことでした。

英語の“Provisional release”が“*Karihomensha*”となったことで世界の中でも際立つ人権の扱いの悪さが強調されたのではないかと思います。今回は、大澤優真理事と萩原芳子理事が対応していただいたことで本当に嬉しい成果だと思います。

2-1

Hello

Dear members of the Comittee,

This is Yoshiko Hagiwara, speaking to you on behalf of the North Kanto Medical Consultation Association or AMIGOS. Our association has been helping impoverished foreigners in and around Tokyo for at least 25 years.

北関東医療相談会またはアミゴスを代表してお話しします萩原芳子です。私たちの会は 25 年以上、東京やその近郊で困窮する外国人を支援をしてきました。

Today I would like to talk about the dire situation in Japan of foreigners on “Provisional release”. Based on the Covenant, we contend that the Japanese Government should take immediate action to save those people’ s lives.

今日は、日本で「仮放免」の状態に置かれている外国人の悲惨な状況についてお話します。そして、自由権規約に基づいて、かれらの命を助けるために日本政府は今すぐに対応すべきであるということを訴えます。

In Japan, foreigners who have lost their resident status or visas can be detained in immigration facilities for unlimited periods. But many are allowed to stay out on “provisional release”. A person on provisional release is called in Japanese a “Karihomensha”.

日本では、在留資格を失った外国人を入管施設に無期限に収容することができます。しかし、「仮放免」されて外で生活することを認められる人も多くいます。こうして「仮放免」されている人を日本語で「仮放免者」と言います。

The “ Karihomenshas” have mainly 2 things in common.

「仮放免者」にはおおむね二つの共通点があります。

First, the Japanese government considers they should be repatriated but for some reason they cannot go home. Many are refugees who fear for their lives in their home country. Refugee admittance in Japan is notoriously low, under 1%. Others may be married to Japanese nationals, some are children who were born and educated in Japan. They all have no choice but to stay in Japan.

先ず、日本政府から帰国すべきとされているけれども何かしらの事情で帰国できないこと、多くは難民で、母国では危害を受けるおそれがあります。日本の難民認定率が極めて低いことは有名な話で、1%以下です。また、日本人の配偶者がいたり、なかには日本生まれ・日本育ちの子どもたちいます。日本で生活していくほかない人たちです。

The second common trait is that they have no means to sustain a living. “Karihomenshas” are absolutely prohibited from working and getting any revenue. They cannot register for public health insurance or for any form of public social welfare. We have seen a woman who was homeless with terminal cancer, a 14-year-old boy unable to get operated for his heart condition. According to a recent survey by my colleague Yuma Osawa, 70% of “Karihomenshas” have no revenue, 84% can't get medical assistance, 65% have difficulty getting enough food and 40% have back rent. This was the first survey of its kind in Japan.

二つ目の共通点は、彼らには生活する手段がないことです。「仮放免者」は働いて収入を得ることが一切禁止されています。医療保険や公的社会保障制度に登録できません。末期がんの状態のまま路上生活になった女性、心臓の疾患があるのに手術が受けられない14歳の子どもに出会いました。同僚の大澤優真さんの調査では、年収0円の人が70%、経済的理由により医療を受けられない人が84%、食料の確保が困難な人が65%、家賃滞納をしている人が40%でした。この調査は日本で初めての調査です。

In conclusion, “Karihomenshas” are in a situation where they simply “cannot live”. They should be allowed to work, they should be allowed to access Social Security. Their health and lives are at stake. The government should be recommended to change its policy.

Thank you for your attention.

結論として、「仮放免者」は「生きていけない」状況にあります。「仮放免者」に就労を許可し、社会保障を認めるべきです。日本政府に政策の変更を勧告するべきです。
ご清聴ありがとうございました。

2. CCPR-International Covenant on Civil and Political Rights

3. 136 Session (10 October 2022 – 04 November 2022)

4. Japan

5. NGO Report

6.

7. September 2022

8.

9. North Kanto Medical Consultation Association (AMIGOS)



10. Contents

11. About “North Kanto Medical Consultation (AMIGOS) ”	27
12. Executive Summery	27
13. - “I can’t survive anymore” – the facts on people under provisional release	27
14. Difficulties under “provisional release”	27
15. 1.The foreigners under provisional release “cannot” go home	30
16. 2. The foreigners under provisional release cannot live as a human being	30
17. 84 % of persons under provisional release cannot receive medication because of financial hardship— the result of a survey	31
18. Proposals for Recommendation (Art.2,6,7,9, and 12)	32
19. Appendix I: An experience of a man from the Republic of Congo	34
20. Appendix II: An experience and a current situation of a man from Myanmar	34
21. Appendix III: A position document by a regional bar federation	34
22.	
23.	

25.

26. About “North Kanto Medical Consultation (AMIGOS) ”

27.

28. North Kanto Medical Consultation (AMIGOS), established in 1997, has been supporting foreign people without valid status of residence in poverty for over 25 years, as one of our aims to realize inclusive society where every people can enjoy well being and living in peace.

29. 1997 年に設立された北関東医療相談相談会（AMIGOS）は、すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、25 年以上にわたり、貧困の中にある在留資格のない外国人を支援してきました。

Contact :

North Kanto Medical Consultation (AMIGOS, 北関東医療相談会)

#705 Daiichidaiyuubiru, 2-39-2 Minamiurawa Minami-ku, Saitama-shi, Saitama-ken
336-0017 Japan

Osawa Yuma, osawayuma1110@gmail.com

30.

31. Summery

32. 要約

33. - “I can’t survive anymore” – the facts on people under provisional release 「生きていけない」一仮
放免者の現実－

34. Difficulties under “provisional release”

35. 「仮放免者」の困難

Episode 1: A woman's death- as a homeless with terminal cancer¹

末期がんでホームレス状態になった女性の死

Ms, M, who was born in Cameroon, had fled to Japan after years suffered from domestic disputes, FGM, and domestic violence. In November 2020, while under provisional release, M lost her housing because she could not pay the rent. At that time, she suffered from terminal cancer, and she had to move from/to friends' homes, internet cafés, and cheap hotels. Though her supporter ask help to public agencies, but there was none. She died January 23rd, 2021, at age 42.

カメルーン生まれの Mさんは、紛争、FGM（女性器切除）、家庭内暴力に何年も苦しんだ後、日本に逃げてきました。仮放免中の 2020 年 11 月、Mさんは家賃が払えず住居を失った。当時、彼女は末期がんを患っており、友人の家、ネットカフェ、安宿を転々としていた。彼女の支援者は公的機関に助けを求めましたが、何もありませんでした。彼女は 2021 年 1 月 23 日に 42 歳で亡くなりました。

Episode 2: A man who is suggested to commit suicide

自殺を勧められる男性

Mr. K, from South Asia, is under provisional release. He cannot return to his home country because he participated in anti-government demonstrations when he was a university student. Since he escaped to Japan, his brother supported economically for 15 years, but dead because of Covid-19. There is no public agency can support him. Now he always feels bad and dizzy, coughs. His hands tremble and he feels pain all over. After days without foods and water, the landowner came to him and threw his clothes into the road and said "Pay the rent or die". He asked help to a person from the same country, but the person gave nothing but the words "For you, to commit suicide is the easiest way". K told us "I wish to die and go to my brother's side".

仮放免中の南アジア出身の Kさん。大学生時代に反政府デモに参加したため、本国へは帰れません。彼が日本に逃げてきてから、15 年間、彼は兄に経済的に支えられていましたが、兄は Covid-19 のために亡くなりました。彼をサポートできる公的機関はありません。彼はいつも気分が悪く、めまい、咳をしています。手が震え、全身に痛みを感じる。食べ物も水もない日が続いた後、大家は彼のところに来て、服を道路に投げ捨て、「家賃を払うか死ぬか」と言いました。同国人に助けを求めましたが、その人は「あなたにとって、自殺するのが一番簡単な方法だ」という言葉だけを返しました。Kさんは「死んで兄のそばに行きたい」と話していました。

37. According to official statistics, in 2021, there were about 2.93 million foreign persons (2.2% of the whole population), and about 6,000 of them were under provisional release. ¹
38. 公式統計によると、2021 年の外国人は約 293 万人（全人口の 2.2%）で、そのうち約 6,000 人が仮放免されました。
39. Person under “provisional release” is defined in the Art.54 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, “A person detained pursuant to a written detention order or deportation order issued, their representative, curator, spouse, lineal relative or sibling may request their provisional release to the director of the immigration detention center or the supervising immigration inspector in accordance with the procedures provided for by Ministry of Justice Order.”. Foreigners in hard circumstances to return to home country without resident permission by the government, should be detained in immigration detention centers. According to the law and the Procedure for Provisional Release², foreigners under detention can be released temporally in consideration on illness or other unavoidable circumstances³. In December 2021, about 130 foreigners were in detention centers and about 6,000 foreigners were under provisional release. In December 2019, 1,054 foreigners were in detention centers and about 3,315 foreigners were under provisional release. The reason for the increase or decrease was assumed that to prevent the spread of coronavirus infection in the cramped detention facilities.
40. 「仮放免」の対象者については、入管法第 54 条に規定されており、そこには「収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる」と示されています。
41. そこでは、在留資格がなく帰国することが困難な状況にある外国人は、入管施設に収容されるべきとされています。また、収容中の外国人は、病気その他やむを得ない事情を考慮して一時的に仮放免されることがあります。2021 年 12 月には、約 130 人の外国人が入管施設に収容中であり、約 6000 人の外国人が仮放免状態となっています。その一方で、2019 年 12 月には、1054 人の外国人が収容中であり、3315 人の外国人が仮放免状態となっていました。収容者が減り、仮放免者が増えた理由は、狭い収容施設での新型コロナウイルス感染拡大防止のためと考えられています。

¹ Official statistics (法務省出入国在留管理庁「出入国管理統計」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250011&tstat=000001012480&cycle=7&year=20210&month=0&class1=000001012482>))

² Considerations related to provisional release decision(法務省出入国在留管理庁「仮放免許可判断に係る考慮事項」https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/tetuduki_taikyo_khm_kouryo.html)

³ An report by the Minister of Justice in 2019 (法務省出入国在留管理庁, 2019 年 11 月 25 日「収容・送還に関する専門部会 第 3 回会合 収容・仮放免に関する現状」https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri03_00001.html)

42. Almost of them have 2 backgrounds in common. They have some major circumstances to prevent to go home countries though Japanese government decided that they have to leave, and they are in severe need about to lose their lives.

43. また、仮放免者には、おおむね 2 つの共通の背景があります。ひとつは日本政府は彼らは帰国するべきとしているが、彼らは様々な事情から帰国することができないということ。もう一つは、彼らは命を失いかけている状況にあること、です。

44.

45. 1. The foreigners under provisional release “cannot” go home

46. 「帰国できない」仮放免者

47. They cannot go home, because they are refugees, though the Japanese government do not recognize them as a refugee. It is well known that Japan recognizes very small rate (under 1.0 %) of refugee applicants as new refugees. As a result, they are detained in the status “under provisional release”. Some of them are not refugees but living in Japan for long years, and other some of them were child or youth who were born and grown up in Japan (Japan doesn’t have birthright citizenship). They have no country to go back, and they have no way other than to live in Japan.

48. 日本政府は彼らを難民として認めていませんが、彼らは難民なので本国に帰ることはできません。日本の難民認定率が非常に低い(1.0%未満)ことはよく知られています。その結果、彼らは「仮放免」の状態で留め置かれています。また、難民性はないけれども、日本に長く住んでいる人、日本で生まれ育った子どもや若者もいます(日本は生まれた地で国籍を取得できるという出生地主義ではなく、血統主義の原則を示しています)。仮放免者は帰国できず、日本で暮らすしかありません。

49.

50. 2. The foreigners under provisional release cannot live as a human being

51. 「人として生きていけない」仮放免者

52. The “provisional release” is not a resident status. Therefore, they are prohibited to work and earn. In addition, they cannot to be registered as residents. Those undocumented status means that they are excluded from the national health insurance, the public assistance, and other social welfare. When they do not have any foods or are about to be evicted, there are no public help for them. For medication, they must pay all for medication, not only for copayment. Some of hospitals (includes public hospitals) requires twice or third times of all of payment. These situations mean that they are excluded from medication. Not a small number of them have been medically neglected, and some of them led to death. We are supporting a junior high school student with heart disease under provisional release. He needs a surgery but there is no way to cover the payment. Some adults have been sexually exploited in return to living expenses. People under provisional release must live without dignity, as if they are not human beings.

53. 「仮放免」というのは在留資格ではありません。そのため、彼らは働いて稼ぐことを禁じられています。また、住民登録もできません。国民健康保険や生活保護、その他の社会福祉の対象外です。食べ物がなく、家賃を払えず追い出されるとき、彼らに対する公的支援はありません。薬につい

ては、自己負担分だけでなく、薬代もすべて負担しなければなりません。一部の病院（公立病院を含む）では、全額自己負担の2倍または3倍の支払いを求められることがあります。これは仮放免者が医療を受けられないことを意味しています。医療から排除され、亡くなっていった人もいました。今、仮放免中の心臓病の中学生を支援しています。彼は手術が必要ですが、お金がなく手術が困難です。ある人は、生活費と引き換えに性的関係を強要されています。仮放免中の人々は、まるで人間ではないかのように、尊厳のない生き方をしなければなりません。

54.

55. **84 % of persons under provisional release cannot receive medication because of financial hardship— the result of a survey**

56. 84%の仮放免者は経済的理由で病院に行けない 一仮放免者生活実態調査

57. During October to December 2021, AMIGOS produced a nationwide survey of 450 persons under provisional release to clarify their living conditions⁴ and 141 persons from 27 countries replied. This is the first survey among public sector and non-profit sector in Japan. The result was reported in many media and was discussed in the Diet.

58. 北関東医療相談会は2021年10月から12月にかけて「仮放免者生活実態調査」（以下、仮放免調査という）を行いました。同調査では、全国の仮放免者450人に質問票を送付し、27か国141人から回答を得ました。同様の調査は行政や民間を通じて初めてでした。その結果は多数のメディアで報道され、国会でも取り上げられました。

59. According to the survey, many of persons under provisional release are 20s-50s, and it is similar to the report by the Minister of Justice⁵. Our survey showed that persons with provisional release were living in Japan for long years than other foreign persons. 89 % of them answered that they were in need, 65 % are hard to ensure foods, 60 % could eat twice a day, and 16 % could eat once a day. 40 % of them failed to pay rent, and 35% failed to pay utilities expense. 70 % of them had no income, 66 % had debt, 85 % were damaged financially because of Covid-19, and 84 % could not receive medication because of financial reason. We also received a free-text entry by a woman in 40s, “A man helps me to live and require sexual relation in return of his support”. We know another woman who sexually exploited by a “supporter” in return of house rent and living expense. It is hard for them to resist or reveal. The status under provisional release itself is human rights violation.

60. 仮放免調査から明らかになったことは、仮放免者の多くが20代から50代の働ける人たちであるということ。この点については、法務省出入国在留管理庁の調査でも同様の結果が出ています。また、仮放免調査では、仮放免者は他の外国人と比べて滞在年数が長いということも明らかになりました。さらに、生活が苦しいと答えた人が89%、食料の確保が困難な人が65%、食事を1日2食に

⁴ A survey report by AMIGO in March 2022(北関東医療相談会, 2022年3月「—生きていけない— 追い詰められる仮放免者 仮放免者生活実態調査報告書」<https://npo-amigos.org/post-1399/>)

⁵ A report by the Minister of Justice in 2019 (法務省出入国在留管理庁, 2019年11月25日「第3回 収容・送還に関する専門部会『被退令仮放免者に関する統計』」https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri03_00001.html)。

制限している人が 60%、1 日 1 食の人が 16%でした。家賃滞納をしている人が 40%、ガス水光熱費を滞納している人が 35%。経済的理由により医療を受けられない人が 84%。年収 0 円の人が 70%。借金がある人が 66%。新型コロナウイルス感染拡大によって生活苦になった人が 85%いることなどが明らかになりました。仮放免調査の自由記述欄に「助けてくれる代わりに私と寝ることを要求する男がいます (40 代女性)」という訴えがありました。私たちは家賃と生活費の見返りに「支援者」から性的関係を強要された女性も知っています。彼女・彼らは声を挙げることはできません。仮放免状態にとどめ続けるということ自体が人権侵害なのです。

61.

62.

63. Proposals for Recommendation (Art.2,6,7,9, and 12)

64. 推薦案 (第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条)

65.

66. In consideration of situations among refugees, persons applying for refugee status, and immigrants, we consider that Japanese government should receive additional recommendations to the Concluding observations on the sixth periodic report of Japan (CCPR/C/JPN/CO/6), especially about the Art.6 and 7 in the International Covenant on Civil and Political Rights.

67. 難民、難民認定申請者、および移民の状況を踏まえて、日本政府は第 6 回日本政府報告に対する最終見解 (CCPR/C/JPN/CO/6)、特に市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 6 条及び第 7 条について追加勧告を受けるべきであると考えます。

68.

69. -About expulsion and detention of asylum seekers and undocumented immigrants, the state party should implement the principle of non-refoulement for foreign persons under provisional release, in addition to those who in detention centers.

70. 難民申請者と非正規滞在者の追放と収容について、締約国は、仮放免状態にある外国人に加えて、収容所にいる外国人に対してノン・ルフールマンの原則を実施すべきです。

71.

72. -Especially for persons under provisional release, the state party should recognize that “non-refoulement” do not mean neglect or leave them to extreme poverty and death.

73. 特に仮放免状態にある人たちについては、締約国は「ノン・ルフールマン」がネグレクト（放置）を意味するものではなく、彼らを極度の貧困や死に追いやることを意味するものではないことを認識すべきです。

74.

75. - The state party should prevent human rights violence against persons under provisional release by guarantee fundamental human rights, never by detention.

76. 締約国は、仮放免状態にある人たちに対する人権侵害を、決して収容によってではなく、基本的人権を保障することによって防止すべきです。

77.

78. -The state party should take appropriate measures to guarantee the rights to live for persons

under provisional release, to eliminate their extreme poverty, risks to human rights violation, and situations without dignity.

79. 締約国は、仮放免状態にある人たちの生存権を保障し、彼らの極度の貧困、人権侵害のリスク、および尊厳のない状況を排除するために、適切な措置を講じるべきです。

80.

81. -The state party should give the persons under provisional release special residential permits.

82. 締約国は仮放免状態にある人たちに在留特別許可を与えるべきです。

83.

84. -The state party should allow the persons under provisional release to work.

85. 締約国は、仮放免状態にある人たちの就労を許可するべきです。

86.

87. -The state party should include the persons under provisional in the national health insurance and the public assistance, to eliminate their too hard situations to survive and to guarantee the rights to live as a human being.

88. 締約国は、生きていくことが困難な状況を排除し、人間として生きていく権利を保障するために、仮放免状態にある人たちも国民健康保険と生活保護の対象とすべきです。

89.

90. -The state party should plan to phase out the provisional release itself, never by detention or forced deportation, but by refugee recognition and inclusion.

91. 締約国は、決して収容や強制送還ではなく、難民の認定と包摂によって、仮放免という仕組み自体を段階的に廃止する計画を立てるべきです。

93. Appendix I: An experience of a man from the Republic of Congo

94. 付録 I: コンゴ共和国出身の男性の経験

95.

96. He was prosecuted by armed groups after he attended a political movement. His associates suddenly went missing. Suddenly an armed group stormed into his house and ordered him to intercourse with his mother or to be killed. Rapes were daily occurrence. After those consequences, he came to Japan to seek protection, but he was not recognized as a refugee. Now he is under provisional release.

97. 彼は政治運動に参加して武装組織に追われることになりました。仲間が突然行方不明になる。急に武装組織が家に乱入してきて母親と今すぐここでセックスしろ、できないなら殺すといわれる。強姦は日常茶飯事。その後、保護を求めて日本に来ましたが、難民として認められませんでした。現在、仮放免中です。

98.

99. Appendix II: An experience and a current situation of a man from Myanmar

100. 付録 II: ミャンマー出身男性の経験と現在の状況

101.

102. He, an aged man from Myanmar, came to Japan 30 years ago. He was a famous activist and attended anti-government demonstration many times. He felt the crisis of his life and escaped to Japan. He became overstayer, was detained, and released provisionally, though he had been saying that “I will be killed if I return to Myanmar now”. When AMIGOS visited to him, he has impairment with his legs and cannot walk out of the room. He said, “I do not have enough food so sometimes I only drink water”. In addition, he had to leave the housing in 2 weeks, and he had no place to move.

103. 彼はミャンマー出身の高齢男性で、30年前に日本にきました。彼は有名な活動家で、反政府デモに何度も参加しました。身の危険を感じ日本へ逃亡。彼はオーバーステイになり、収容され、仮放免になりました。彼は「今ミャンマーに戻ったら殺される」と言っています。AMIGOSが彼のもとを訪ねたとき、彼は足に障害があり、部屋から出ることができませんでした。彼は、「私は食べ物がないので、水だけを飲むこともあります」と言っていました。さらに、彼は2週間後には今の家を出なければなりません、次の住居のめどはたっていません。

104.

105. **Appendix III: A position document by a regional bar federation.**

106. 付録Ⅲ：ある地方弁護士連合会の意見書

107.

108. In March 2022, Kyoto regional bar federation released a position paper⁶ to require the state party measurements for persons under provisional release to ensure them decent living as

⁶ The position paper by the Kyoto Bar Association in March 2022（京都弁護士会，2022年3月「仮放免者に対する生活支援や医療支援など人としての生存を支援し可能にする施策の推進を求める意見書」<http://www.kyoto-ba.or.jp/kaihouka/>

a human being by living support and medical aid. In relation with the International Covenant on Civil and Political Rights, this position paper pointed out that;

109. 2022 年 3 月、京都弁護士連合会は、仮放免中の者が生活支援と医療援助によって人間としてのまともな生活を確保できるように、締約国の措置を要求する方針書を発表しました。市民的および政治的権利に関する国際規約に関連して、この意見書は次のことを指摘しました。
- 110.
111. -According to the survey by AMIGOS, it is obvious the seriousness and difficulties among persons under provisional release are nothing but an inhuman treatment which offense to dignity and integrity. It violates the Article 7 of the ICCPR.
112. AMIGOS の調査によると、仮放免中の人々の深刻さと困難は、尊厳と品位を傷つける非人道的な扱いに他ならないことは明らかです。ICCPR の第 7 条に違反しています。
- 113.
114. -In current Japanese society, no eligibility for health insurance means implicit violation against the “the inherent right to life” in Article 6(1) of the ICCPR. Some case (includes the death of a woman from Cameroon in January 2021) have reported in media, but those might be only the bit of the iceberg.
115. 現在の日本社会において、健康保険に加入できないということは、自由権規約第 6 条第 1 項の「生来の権利」に対する暗黙の違反を意味します。一部の事例（2021 年 1 月にカメルーンで死亡した女性の死亡を含む）がメディアで報道されていますが、それらは氷山の一角にすぎない可能性があります。
- 116.

【メディアの資料】

- 4月23日 南米出身の男性 手術30年間に耳が聞こえる
- 5月1日 カトリック新聞
- 5月26日 第63回 医療相談会
- 7月13日 福音宣教 8・9月号 「多様性の中を歩む」
- 7月31日 心の時代Eテレ 私のガリラヤを生きる
- 8月29日 おはよう日本
- 9月10日 心の時代Eテレ 私のガリラヤを生きる
- 9月16日 トルコ国籍中学生 心房細動手術
- 10月19日 名古屋地域 胆のう炎 手術
- 11月2日 生きられない院内集会 衆議院第二議員会館 会議室
- 11月6日 群馬県大泉町文化村 コロナ禍生活相談&フードバンク in 大泉
- 11月23日 難民フェス 川口西公園
- 12月7日 クローズアップ現代「入管、いま何がおきているのか」
- 12月19日 牛久入管「仮放免者」が直面する厳しい現実
- 1月5日 「日本人なら生きられたはず」 東京新聞
- 2月15日 公開シンポジウム あなたの知らない、日本に暮らす外国人
- 2月20日 長澤正隆&大澤優真休眠預金活用事業サイト：制度の間にある外国人の医療支援を担う
- 3月4日 大澤優真 (土) 17時30分 報道特集
- 3月27日 大澤優真 ハートネット：在留資格が命のチケットになってはいけない

【講演会】

- ・2022年4月7日 生活保護問題対策全国会議
生活保護問題オンライン議員研修会③
「外国人をめぐる生活保護の歴史と現状」
<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-category-10.html>
- ・4月10日 機能不全の公助を困窮者支援の現場から問う 反貧困ネット
- ・2022年5月21日 日本地域福祉研究所
2022年度春の公開研究会 「地域福祉実践から見た日本における外国人支援の状況と今日的課題」
「コロナ禍における困窮外国人支援の現状と課題 ―在留資格のない外国籍者の貧困―
- ・2022年6月4日 難民・移民フェス
トークイベント
- ・2022年6月27日 入管問題調査会
入管問題調査会定例会
「生きていけない」仮放免者の実態―「仮放免者生活実態調査報告」を中心に

- ・ 2022 年 7 月 2 日 全国生活保護裁判連絡会
第 28 回総会・交流会
「外国人をめぐる生活保護の現状と歴史」
- ・ 2022 年 7 月 16 日 THE BIG ISSUE JAPAN
BIG ISSUE LIVE #15
「コロナ禍と貧困 困窮する外国人の支援現場から」
- ・ 2022 年 8 月 17 日 生活保護問題対策全国会議
生活保護問題議員研修会 コロナ下の生活保障～「公のおおやけ」を取り戻そう
「貧困化する外国人の医療・生活保障を考える」
- ・ 2022 年 10 月 5 日（水曜日）午後 9:00～10:00
トラストブリッジ財団
- ・ 2022 年 11 月 2 日 移住連・北関東医療相談会・反貧困ネットワーク
在留資格のない外国人の生存権を求める院内集会と省庁交渉「生きられない！ー在留資格のない外国人の現状と支援現場からの提言」
- ・ かめのり財団 かめのり・さきがけ賞
「かめのりさきがけ賞」では、他にない先駆的な取り組みを評価
- ・ 2022 年 11 月 22 日 三芳町社会福祉協議会
令和 4 年度 福祉大学
「困窮する移民・難民の現状とその支援ー私たちが、今できること・すべきことー」
- ・ 2022 年 11 月 23 日 難民・移民フェス
トークイベント
- ・ 2022 年 12 月 15 日 法政大学 現代福祉学部
公的扶助論 ゲストスピーカー
「生活保護のない世界」にいる人たちー日本で困窮する外国人の現状とその支援ー
- ・ 2023 年 12 月 10 日 外国人の人権と私たちの人権を考える、愛知地域人権連合会
- ・ 2023 年 1 月 10 日 立教大学 法学部
社会運動論 ゲストスピーカー
「生きていけない」ー困窮する外国人の現状とその支援ー
- ・ 2023 年 2 月 14 日 大原社会問題研究所
大原社会問題研究所 共同研究プロジェクト
「生きていけない」ー困窮する外国人の現状とその支援ー
- ・ 2023 年 2 月 18 日 若者協同実践全国フォーラム
全国若者・ひきこもり協同実践交流会 分科会「『居ること』の阻害を超えて
～外国人支援の現場から～」 「生きていけない」ー困窮する在留資格のない外国人の現状とその支援ー
- ・ 2023 年 2 月 25 日 新潟教区 外国人問題

【会議について】

(1) 総会・予定

①日時・場所 2023年5月13日(土) 10時から14時

場所 埼玉共済会館 502 会議室

330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-15-4

参加者 長澤正隆、矢中幸雄、飛鷹昭夫、河野順子、塚本巖、萩原芳子、大澤優真、鈴木美恵子

議題 理事会規定の制定 基本規定の制定について、2021年度の事業報告、2022年度の計画の承認

(2)理事会

第1回理事会 日時・場所 2022年6月18日(土)

場所 埼玉共済会館 502 会議室

330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-15-4

参加者 長澤正隆、矢中幸雄、飛鷹昭夫、河野順子、塚本巖、萩原芳子、大澤優真、鈴木美恵子

議題 理事会規定の制定 基本規定の制定について、2021年度の事業報告、2022年度の計画の承認

第2回理事会 開催日 1月7日(土) 午後4時

場 所 さいたま市南区南浦和 2-39-2 705 Amigos 事務所

参加者 飛鷹昭夫 塚本巖 萩原芳子 長澤正隆 長澤和子

(欠) 後藤裕一郎 矢中幸雄 大澤優真 河野順子 鈴木美恵子 坂詰未来
議 題

1. 報告事項

事務所の引っ越し NPO の体制強化

その他の事業 家賃プロジェクト

・ビッグイシュー

・認定 NPO 法人都市計画家協会

第3回理事会

日時 2023年3月21日(火) 17時00分～18時30分

場所 さいたま市民活動センター

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナ-レ 9 階

参加者：後藤裕一郎、長澤正隆、矢中幸雄、飛鷹昭夫、河野順子、塚本巖、萩原芳子、大澤優真

議事 総会開催について

2号議案 医療相談会の開催

群馬県太田市 太田公民館東別館 日 時 2023年6月4日(日) 終日

茨城県取手市 日 時 2023年11月12日(日) 終日

埼玉県川口市 日 時 2024年1月14日(日) 終日

学習会について

群馬県 未払い補填事業、栃木県 教育の就学支援、埼玉県 社会保険の加入の促進